

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

秋田県支部規約

第1章 総 則

第1条 通則

本支部は陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」という。）定款第35条の規程に基づいて設けるものとする。

第2条 名称

本支部は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部（以下「支部」という。）と称する。

第3条 事務所

支部は主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 業 務

第4条 業務

支部は、協会の計画する業務のほか、支部において労働災害防止に関し必要と認める業務を行う。

第3章 会 員

第5条 会員

協会の会員であって、秋田県内に事業場を有する事業主（代理人を含む。）はこの支部に所属する支部会員とする。

第6条 議決権及び選挙権

支部会員は支部総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第7条 加入及び脱退並びに会費の納入

協会への加入及び脱退並びに会費の納入は支部長を経由するものとする。

第4章 支部役員等

第8条 役員の定数

支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 理事 30名

第9条 役員の職務

支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはあらかじめ支部長の定める順位に従って、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の運営に当たる。
- 4 監事は、支部の業務及び経費の状況を監査する。

第10条 役員の任免

役員は、支部総会（以下、「総会」という。）において選任し、又は、解任する。

- 2 支部長及び副支部長は理事の互選とする。

第11条 役員の任期

役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も新たな役員が選任されるまで引続きその職務を行なうものとする。
- 3 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第12条 顧問及び参与

支部に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、支部長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、支部の業務運営に関する重要な事項について支部長の相談意応じるものとする。

第5章 総 会

第13条 総会の招集

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、支部長が、毎事業年度終了後遅滞なく召集する。
- 3 臨時総会は、支部長が必要と認めたときは、理事会に諮って召集する。
- 4 支部会員の5分の1以上にあたる会員が会議の目的事項及び招集の理由を記

載した書面を提出して請求したときは、支部長は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

第 14 条 総会の招集手続

総会の招集は、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

第 15 条 議長

総会の議長は、支部長とする。

第 16 条 総会の議決事項

総会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について審議決定するものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 支部規約に関する事項
- (4) 協会の総代選挙に関する事項
- (5) その他支部長が必要と認める事項

第 17 条 総会の議事

総会の議事は、会員の 2 分の 1 以上が出席し、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 18 条 総会の議事録

総会の議事録は、議長及び議長の指名した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会議の目的たる事項
 - (3) 議事の経過の概要

第 6 章 理 事 会

第 19 条 理事会

理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じ支部長が招集する。
- 3 理事会の議長は、支部長とする。

第20条 理事会の議事

理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 支部の会務処理に関する事項
- (3) その他支部長が必要と認める事項

第7章 会 計

第21条 経費の支弁

支部の経費は、会費、交付金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 支部長は、支部の会計を管理する。

第22条 会計年度及び事業年度

支部の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条 予算案の作成

支部長は、毎会計年度の初めに事業計画及び収支予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

第24条 会計書類の作成及び監査

支部長は、毎会計年度の事業報告及び収支決算書を作成し、会計年度終了後2ヶ月以内に幹事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 雑 則

第25条 分会

支部は、分会を設けることができる。

- 2 分会の設置及びその運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本規約は、昭和47年4月1日から施工する。
- 2 昭和39年12月12日の規約は廃止する。
- 3 昭和53年6月28日一部改正。(役員の定数)
- 4 平成2年5月18日一部改正。(役員の定数)